

第 2 2 号様式 診療用エックス線装置設置届

どんなときに

診療用エックス線装置を医療機関に初めて設置したとき

※既にエックス線装置を設置している施設が装置を更新・増設する場合は、「**第 3 3 号様式 診療用エックス線装置設置（予定）届出事項変更届**」を参照してください。

いつまでに

設置後 10 日以内

届出に必要な書類

書類は正副 2 部提出してください。（1 部は保健所提出、1 部は届出者控え）

- ・ **第 2 2 号様式 診療用エックス線装置設置届**
- ・ エックス線診療室の平面図、側面図（管理区域が明示されているもの）
- ・ しゃへい計算書
- ・ 漏洩線量測定結果表
- ・ その他、装置一覧表、当該エックス線装置のカatalog等あれば提出してください。

注意・その他

- ・ エックス線室を設けていない施設が新たにエックス線室を設ける場合は、構造設備の変更として「**第 5 号様式 病院・診療所・助産所開設許可事項一部変更許可申請書**」や「**第 8 号様式 病院・診療所・助産所・オンライン診療受診施設開設・設置許可・届出事項一部変更届**」、有床医療機関であれば「**第 2 0 号様式 病院・診療所・助産所施設使用許可申請書**」が必要です。詳しくは担当までお問い合わせください。